

衆議院法務委員会ニュース

平成 29.12.5 第 195 回国会第 3 号

12 月 5 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 5 号）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 6 号）

- ・上川法務大臣、奥野総務副大臣、葉梨法務副大臣、山下法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・串田誠一君（維新）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、希望、公明、無会、共産、重徳和彦君（無） 反対—維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

田所嘉徳君（自民）

- ・裁判官及び検察官については、その職責の特殊性等から、一般の政府職員とは異なる給与体系が設けられているにもかかわらず、給与の改定が一般の政府職員に準じて行われる理由を法務大臣に伺いたい。
- ・裁判官の職権行使の独立という憲法の規定を踏まえた上で、裁判官と書記官等の裁判所職員との役割分担を行い、組織的に裁判を進めることで、迅速で公正な審理が可能になると考えるが、裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・裁判所と検察庁におけるワークライフバランス推進に関するそれぞれの取組について伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・憲法第 79 条で定められた最高裁判所裁判官の国民審査制度の意義について、総務省に伺いたい。
- ・最高裁判所裁判官の国民審査が国民主権に基づく重要な権利であるにもかかわらず、なぜ在外での国民審査が認められていないのか、総務省に伺いたい。
- ・国政選挙の郵便等投票でも公正性を完全には担保できていない点を考慮すると、在外での最高裁判所裁判官の国民審査においても郵便等投票の導入を検討してもいいのではないかと考えるが、総務省の見解を伺いたい。
- ・権利の重要性や可能な手段があることなどから、在外邦人が最高裁判所裁判官の国民審査に参加できる制度の創設を検討する必要があると考えるが、総務副大臣の見解を伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・裁判外紛争解決手続（ADR）の利用を促進することは、裁判官の激務を緩和することにつながると考えるが、

ADRの利点について伺いたい。また、認証ADRを利用する際の手続費用、所要期間及び和解成立率についても伺いたい。

- ・ADRの利用が進まない要因の一つは名称が分かりにくいことにあると考えるが、ADRという名称を国民に分かりやすいものに変更することについて伺いたい。
- ・今後も優秀な法曹にADRを担ってもらいたいと考えるが、高い紛争解決能力を備えた法曹の活躍について、法務大臣の見解を伺いたい。

山尾志桜里君（立憲）

- ・国家公務員全体の給与の引下げに合わせた裁判官全体の報酬の引下げが、裁判官の報酬を在任中は減額できないとする憲法第79条第6項及び第80条第2項の規定に抵触するという議論に対して、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・国家公務員全体の給与の引下げに合わせた裁判官全体の報酬の引下げのように、解釈上憲とされているものについて、文言上疑義を生じないように憲法を改正するという考えについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・警察が共謀罪の捜査に着手した際に、その事実が法務大臣に報告されることが制度的に担保されているのか、法務大臣に確認したい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・判事補及び検事の任官時の報酬及び俸給が、判事補12号から判事補10号、検事20号から検事18号にそれぞれ格上げされた理由を法務省に伺いたい。
- ・法科大学院卒業者と予備試験合格者の任官時の格付が同等であることから、2年間または3年間の法科大学院修業というプロセスは、任官時の格付に関係しないと考えるが、法務省の見解を伺いたい。

- ・該当者が存在しないにもかかわらず、判事補11号及び12号の報酬並びに検事19号及び20号の俸給を残している理由を法務省に伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・貸与制の下で修習を行った者に対する救済措置を講ずべきと考えるが、修習資金の貸与人数、各期の修習生における貸与人数の割合及び平均貸与額を確認したい。
- ・司法制度改革審議会意見書において指摘している、弁護士会の公益性及び公益活動について確認したい。
- ・貸与制の下で修習を行った弁護士が、貸与金の返済等の経済的な理由により、弁護士会の公益活動等の社会貢献活動を控えるのではないかと懸念について、法務省の見解を伺いたい。

柚木道義君（希望）

- ・平成27年6月に警視庁刑事部長の指示で逮捕状の執行を直前で中止した準強姦疑惑に関して、当時の警視庁刑事部長は、安倍内閣総理大臣や菅内閣官房長官に対し、逮捕状の執行の中止を事前に報告・相談していたか否かについて伺いたい。
- ・逮捕状の執行に至る通常のプロセスにおいて、都道府県警察本部の刑事部長の命令で逮捕状の執行を直前で中止した件数を伺いたい。また、逮捕状が発付されているにもかかわらず、刑事部長の命令で逮捕状の執行を中止することが一般的か否かについて、警察庁に伺いたい。
- ・検察審査会に関して、審査が適正に行われたことをチェックする第三者機関の設置、事件当事者の意見陳述権の保障、問題がある案件における必要的審査補助員の委嘱などを内容とする検察審査会法の改正を法務省で検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・検察審査会の検察審査員を選任するシステムや市区町村が使用する検察審査員候補者名簿を調製するシステムが作為可能な仕様となっていることは問題であり、作為が入らない自動的に名簿調製ができるシステムに改修すべきと考えるが、最高裁判所当局の見解を伺いたい。